

平成19年の所得が減少し、 所得税が課せられなくなった方へ 税源移譲時の年度間の所得変動にかかる個人住民税の減額措置について

税源移譲に伴う所得税率の変更による税負担の軽減の影響を受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受けた方については、市区町村への申告により、既に納付済の平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します

対象者／平成18年分の所得税がかかり、平成19年分の
所得税がかからない方（次の計算式①、②の両方に
該当する方）

- ①平成19年度個人住民税の課税所得金額（申告分離課税分を除く）>所得税との人的控除の差の合計額
②平成20年度個人住民税の課税所得金額（申告分離課税分を含む）≤所得税との人的控除の差の合計額

ただし、平成19年中に亡くなられた方や海外へ転出し、平成20年1月1日現在国内に居住していない方は、対象になりません。

また、寄附金控除額などの人的控除（配偶者控除、扶養控除、基礎控除など）以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方は対象になりません。

申告／7月31日（木）までに、平成19年度の個人住民税を課税した市区町村（平成19年1月1日現在居住していた市区町村）に対し減額申告書を提出してください。

計算方法／平成19年度の合計課税所得金額について、税源移譲後の税率を適用し、調整控除を行った後の税額を、税源移譲前の税率を適用した税額まで減額します。なお、差額は還付（未納の徴収金がある場合は充当）になります。

問い合わせ／税務課（☎581-2121内線154～156）へ

国民健康保険税の納期が 変わりました！

これまで4月（仮算定）と8月（本算定）の年2回納税通知書を送付し、年間12回の納期で納めていただきましたが、今年度から、4月の仮算定を廃止し、前年の所得が確定した後の7月に本算定として1年度分の納税通知書を送付します。

納期は、7月から翌年2月までの8回となりますので、昨年度までと比較した場合、1期当たりの納付額が増加しますが、加入者の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

また、特別徴収（年金からの天引き）で納めていただく方は、年金支給月（偶数月）が納期となりますので、納税通知書等によりご確認ください。
問い合わせ／税務課（☎581-2121内線154～156）へ。

変更前			変更後		
納付月	納期	区分	納付月	納期	区分
4月	1期	仮算定期間	4月		仮算定期間は廃止
5月	2期		5月		
6月	3期		6月		
7月	4期		7月	1期	
8月	5期		8月	2期	
9月	6期		9月	3期	
10月	7期		10月	4期	
11月	8期		11月	5期	
12月	9期		12月	6期	
1月	10期		1月	7期	
2月	11期		2月	8期	
3月	12期		3月		

法令に基づく「水道メーターの交換作業」にご協力ください！

水道メーターは、『計量法』により製造から8年を経過する前に取り替えることになっています。今年は、7月から10月にかけて、町指定の水道工事店が町からの「お知らせ文書」を持参して、該当するご家庭等に伺い、メーターの交換を行います。皆さんのご協力をお願いします。

対象地域	交換期間	備考
大字寄居(武町・茅町・中町・常木・菅原の一部) 大字桜沢(本村の一部)	7月下旬～8月中旬	給水区の9・11・15・16・21区が対象
寄居町全域 (製造から8年目を迎える) (メーターが対象)	9月上旬～10月下旬	平成12年に設置した メーター

作業を迅速に行うため、次のことにご協力をお願いします

- ・メーターBOXの上に物を置かないでください。
 - ・メーターBOXの中はきれいにしておいてください。
 - ・メーターBOXの近くに犬をつながないでください。

なお、水道メーターは町の貸出品ですので、交換に伴う費用は無料です。

問い合わせ／上下水道課（☎581・2121内線264）へ



地域の連帯や家族のきずなの大切さを再認識し、安全で安心して暮らせる明るい社会を築いていくことは、犯罪をなくし、罪を犯した人たちの立ち直りを助け、次世代を担う青少年を非行から守ることにつながります。皆さんで対話とふれあいの輪を広げましよう。

度には、51万円余りのご協力をいただきました。

この募金は、一部を町内・県内の福祉施設に、また、次代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、絵本の購入費用として寄居町内7カ所の保育所へ寄附させていただきました。

更生保護女性会は、心ならずも罪を犯した人たちに温かい手を差し伸べ、立ち直りを支援し、犯罪や非行のない明るい社会を築こうと活動しているボランティア団体です。

皆さんの温かいご理解とご協力をお願いします。

7月は
「社会を
明るくする運動」
の強調月間です

—防ごう 犯罪と非行 助けよう立ち直り—

「社会を明るくする運動」は、法務省が主唱し、運動の趣旨に賛同したさまざまな団体の参加・協力のもとに、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人や非行に陥った少年や少女たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動で、今年で58回目を迎えます。今回の重点目標は、昨年に引き続き、「犯罪・非行の防止と更生の援助のため、地域住民の理解と参加を求める」です。

間中、町では深谷地
区保護司会寄居支部
女性会を中心に関係団体との
合同パレードをはじめ、街頭
広報活動などを行います。

「愛の募金」